

第19回 Re-Seed セミナー

「新たな不動産投資市場の創造

～日本の課題を克服する不動産投資～

B-2 地方創生に向けた小規模不動産特定共同事業と

クラウドファンディングの活用方法

■開催日時：2017.10.6（金）15：00～17：00

■講師：国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

不動産投資市場整備室 課長補佐 山辺 紘太郎 氏

<略 歴> 平成16年東京大学法学部卒業、平成18年東京大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。

平成24年4月から平成26年6月まで金融庁総務企画局市場課にて勤務し、投資型クラウドファンディングに関する金融商品取引法の改正等の立案を担当。平成27年6月 University of Cambridge 卒業（Master of Corporate Law）。平成27年7月から平成29年6月までミュージックセキュリティーズ株式会社に出向し、社長室法務担当部長を務める。平成29年7月から現職。

■講座概要：全国で空き家、空き店舗等が増加する中、近年、民間の意欲ある事業者がクラウドファンディング等の小口の資金調達手法を活用してこれらを再生し、宿泊施設や商業施設等として活用する取り組みが広がっています。しかし、既存の法制度はこのような新しい取り組みに必ずしもなじんだものとはなっていませんでした。

国土交通省は、人口減少や地方経済の衰退により活力を失ったまちの再生を図るために、小規模不動産特定共同事業の創設、クラウドファンディングに対応した環境整備等を内容とする、不動産特定共同事業法の改正等の施策を講じています。

このセミナーでは、この法律改正の基礎的な内容について解説し、新たに創設される小規模不動産特定共同事業やクラウドファンディングに対応したルールの概要を紹介するとともに、地方創生の実現に向けたこの制度の活用方法について論じていただきました。

